

二つの裁判文書から見る明代中期の海

豊嶋順揮

はじめに

法はその時々において社会の変化に対応しながら自身もまた変化してきた。しかし法というものは、どの時代においても現実の後追いでしかない。法が定められる以前には必ずその秩序を乱す問題となる現実が存在する。そうした問題に対応し秩序を取り戻すために法は編纂される。本稿は、筆者が以前にも考察した沿海社会における法整備が、それぞれの時代におけるどのような現実を反映させたものかを考察する。ここでは弘治『問刑条例』が制定される前の時代と、その後の時代として嘉靖年間に起こった二つの事件を取り上げる。

弘治『問刑条例』以前の時代というのは、その時代を対象とする先行研究が非常に少ない時代でもある。海禁や沿海地域をテーマにした研究でも、洪武、永楽といった明初か、あるいは嘉靖以降の「長い明末」^①に集中し、「間の時代」である宣徳から正徳にかけての研究はほとんどない。あつたとしても簡単に触れられるのみである事が多い。これは注目されるようなトピックが前後の時代と比べて少ないこと、嘉靖以降と比較すると詳細な史料が少ないことが理由として挙げられる。

ところが近年こうした状況を打破できる兆しが現れた。それは条例と呼ばれる史料が注目されるようになったことである。日本においては東京大学総合図書館蔵『皇明條法事類纂』（以下『事類纂』）がデジタルアー

カイブとして高精細の画像が公開されたことがきっかけだった。加えて台湾の中央研究院傅斯年記念図書館蔵『皇明成化條例』『皇明成化十四十五年條例』『皇明弘治條例』などと『事類纂』の比較、整理が行われており、条例を史料として利用するための環境が急速に整えられつつある^②。そのほかにも同じ類の条例史料が見つかっており、研究の発展が期待できる分野でもある。本稿でもそうした成果を用いて『事類纂』所収の条例を用いる。

一方で嘉靖大倭寇という言葉が示す通り、嘉靖という時代は倭寇が猖獗した時代である。この倭寇というテーマは、必然的に日中双方の関心が高く、そのために研究の蓄積も分厚い分野でもある。

しかしながら、政治史、外交史、軍事史、経済史などの方向で研究が進む一方で、法秩序という観点の研究は手薄であると言わざるを得ない。日本においては三木聰^③が万暦後半から崇禎年間にかけての事例について判牘を用いて論じているのを除けば、皆無と言ってよい。これは中国においても同様で、海賊と法制が結び付けられた研究は皆無であつた^④。

本稿が、こうした二つの時代の事件を取り上げる目的は二つある。一つ目は、先にも述べたとおり法整備の背景となる現実を明らかにし、また法運用のあり方を描き出す事である。そしてもう一つは研究蓄積の多い嘉靖と、「間の時代」である成化・弘治といった明中期の事件を比較する事で、明中期から嘉靖にかけてその繋がりと変容をみることである。

これらにより「問の時代」に光を当てるとともに、嘉靖年間の沿海に法秩序という面から新たな知見を得る事が可能になるだろう。

一 前提条件

二つの時代の事件を見ていく前に、比較するための前提条件を示しておこう。

史料

二つの時代の事件を法秩序という面から見えていく際に利用すべき史料は、判牘など裁判文書の類であろう。幸いにも成化・弘治年間と嘉靖年間のそれぞれに同じ形式の裁判文書がほぼ原型を残した状態で残されている。それが「招」と呼ばれる書式である。「招」とは、裁判が行われた際に記録される供述調書の類である。

この「招」は、画一的に用いられた書式であり、条例の中に入り込んでいたり、あるいは官僚たちの文集の中に引用されていたりすることがある。明中期では、府州県の単独で処理できる案件は杖罪以下のものがあり、徒罪以上の案件は上司である巡按御史や巡撫に報告する必要がある^⑦。この際に作成された文書には供述調書である「招」が引用される。そのため巡按御史や巡撫の経験者の文集にはこうした「招」が見られる。今回用いる史料のうち、成化・弘治の事件は、『事類纂』所収の条例のなかに入り込んだものを用いている。嘉靖の事件は、朱統という官僚が残した『璧餘雜集』という文集に引用されたものを用いている。これらは統一的な形式で記述されているため、時代や地域を超えた比較も容易である。

ここでは、谷井陽子の論考^⑧に依りながら「招」がどのようなものかを

簡単に説明しておこう。「招」は決まった書き出しによって、大きく三つの部分に分けることができる。すなわち、問得、議得（あるいは問擬）、照出である。

①問得。「二問得」という書き出し始まる部分で、事実認定を記した部分である。まず「一名*、年*歳、係*縣民」と一人の人物の姓名・年齢・身分を掲げ、そして発端から訴えに至る事件の経緯が記される。ここでは関係者すべての事件に関わる行為が述べられる。そして罪に当て罰すべき行為には「不合」といった語が付けられる。これは定罪に関わる行為であることを示す。そのため、どの行為が罪に問われているのか、問題意識を明確に見る事ができる。

②議得。基本的には「一議得」という書き出しで始まる部分であるが、『事類纂』では「問擬」という書き出しが用いられている。ここでは、関係者それぞれへの律例の適用が示される。要するに量刑が示される部分である。

③照出。「二照出」から始まる部分で、紙価の納入、贖罪の方法、贓物の返還などの雑処理が記される。

本稿では犯罪となる行為と量刑という点を中心に論じていく。そのため「招」の書式のうち①に記された事件のあらましと②に記されて量刑の議論が中心となる。

律と問刑条例

犯罪行為と量刑を論じるには、当時の法が何を犯罪行為として見ていたかを知る必要がある。明代の基本法典はなにより『大明律』（以下「明律」）である。罪を裁く際には必ずこの『明律』の条文を引かなくてはならない^⑨。沿海地域でまず問題になるのは次の二条、(A)「私越冒度関津」律と(B)「私出外境及違禁下海」律であろう。

(A) 凡そ文引無くして、關津を私に度る者は、杖八十。若し關は門に由らず、津は渡に由らずして、而して越度する者は、杖九十。若し縁邊の關塞を越度する者は、杖一百・徒三年。因りて外境に出づる者は、絞。守把の人、知りて故らに縦する者は、同罪。盤詰に失する者は、各三等を減じ、罪杖一百に止む。軍兵は又た一等を減じ、並に罪として直日の者を坐す。(餘條は此を准す。)若し文引有るも、名を冒して關津を度る者は、杖八十。家人の相冒する者は、罪として家長を坐す。守把の人、情を知るは與に同罪。知らざる者は坐さず。其の馬騾を將て關津を私度冒度する者は、杖六十。越度は、杖七十。^⑩

(B) 凡そ馬牛・軍需・鐵貨・銅錢・段疋・紬絹・絲綿を將て私に外境に出て貨賣し及び海に下る者は、杖一百。挑擔馱載の人は一等を減ず。物貨・船・車は並べて官に入れ、内に於いて十分を以て率と為し、三分は告人に付して賞に充つ。若し人口・軍器を將て境を出て及び海に下る者は、絞。因りて事情を走泄する者は、斬。其の拘該官司及び守把の人は通同して夾帶せしめ、或いは知りて故らに縦する者は犯人と同罪。覺察に失する者は、三等を減じ、罪杖一百に止む。軍兵は又た一等を減ず。^⑪

簡潔に言えば前者は人の移動を制限し取り締まるもの、後者はモノの移動を制限し取り締まるものである。細かい規定や語句の意味などは以前別稿にて述べたところでもあるのでそちらを参考にされたい。^⑫

さらにこれらの律に当てはまらない行為である場合は、副法に依って裁かれることになる。明代における副法典は、『問刑条例』と呼ばれるものが、本稿で取り上げる二つの事件に挟まれた弘治十三年に作られている。この『問刑条例』のうちで二つの事件に関わるのが次の条文である。

一、官民人等、擅に二桅以上の遠式の大船を造り、違禁物貨を將帶して下海し、番國に前往して買賣し、潛に海賊に通じ、同に謀りて結聚す、及び嚮導を為し、良民を劫掠する者は、正犯は處するに極刑を以てし、全家は邊衛に發して充軍せしむ。若し止だ大船を將て下海の人に雇與し、番貨を分かちて取るのみ、及び曾て大船を造有せずとも、但だ下海の人と糾通し、番貨を接買せるのみなれば、俱に問いて邊衛に發し充軍せしむ。其の下海の人の番貨の到來せるを探聽し、私下に販賣、收買し、若し蘇木・樹椒の一千斤以上に至る者は、亦た問いて邊衛に發し充軍せしむ。番貨は官に入る。若し小民の單桅の小船を擄使し、海邊に於て魚蝦を捕取し、柴木を採打する者は、巡捕せる官軍兵の擾害を許さず。^⑬

これは、海上での密貿易や海賊行為を取り締まる条例である。成化の事件はこの条文が完成する以前であり、今回取り上げる事件もこの条文がもととする条例の一つになっている。この『問刑条例』〔弘く…∞〕^⑭が完成するまでの編纂過程もまた別稿にて述べたところであるのでそちらを参照されたい。^⑮

一方で、嘉靖の事件はこの条文が副法典の一条文として機能している時代である。二つの事件を比較する事で、どういった行為を犯罪行為と理解し、どのような取締りを行うべきだと考えていたのか、すなわち問題意識を見ることが出来る。そしてそれがどう接続するのかというのが本稿の目的の一つである。

以上の前提条件を踏まえた上で、実際に事件を見ていこう。

二 成化・弘治年間

まずは、弘治『問刑条例』編纂にむけて動いていた成化年間の事件から見ていく。『事類纂』巻二十九には、「招」をほぼそのままの状態で見録したものがある。それが私出外境及違禁下海の第十一條「違禁通番接買番貨不嘗打造大船比例奏請充軍」である。これは、商人が中国の沿岸の離島で出会貿易を行い、これを販売するために軍隊に随行しようとした事件で、密貿易を行った人物に対する裁きについての議論が記された条例である。ただし後に詳しく述べるが、ほかの条例と同様、最終的には皇帝による判断で締め括られているため、照出から始まる部分は記されていない。

事件のあらまし（問得）

まずは、問得に始まる部分を史料に依りながら見ていこう。まずは主犯の人物の姓名が記されている。

問得すらく、犯人丘九重の招に「潮州府海陽縣民に係る」と。¹⁶

この裁判文書で裁かれているのは、潮州府海陽縣民の丘九重¹⁷という人物である。続いて、事件の概要が記されていく。

成化十八年二月二十五日、九重と本縣民人の蔡三例有りて、軍民人等の番貨を接買するを許さざるを明知するも、各おの不合にも故らに、「邊關を越度する」に違ひ、潜かに大金門澳へ去く。九重喇哈翁宗熙に蘇木二百擔を接買し、蔡三接買して蘇木二百五十擔を得、合に要ずに裝して南京等の處に往き發賣せんとす。¹⁸

丘九重は同じく海陽縣民の蔡三とともに、例で禁止されていることを知っていたながらも、下海して大金門という沿海部の離島へ行き、そこで喇哈翁宗熙という人物から二百擔の蘇木を購入している。恐らくここでいう大金門澳とは、潮州府近海の島嶼部にある海峡の名称であり、そこに作られた船溜りのことを指すのであろう。¹⁹ またここで登場する喇哈翁宗熙なる人物がどこの誰なのかは、残念ながらこの史料から知ることはできないが、恐らくは東南アジア方面から来たものであろう。²⁰ 蔡三もまた同じように蘇木二百五十擔を購入し、彼らはこれらを南京で販売しよう目論んだ。そこで彼らは次のような行動に出る。

本月一十六日、李雄應^{まき}該に上班すべく、仍りて副千戸翁麟等五百二十三員名に、船三十隻を雇はしめ、守備封川縣副千戸韓慶等一百二十九員名に船五隻を雇はしめ、各おの衣糧盔甲を裝して起程を伺候す。²¹

ちょうど折良く現地の官軍である李雄らの部隊が「上班」のために南京に行く機会があった。それに備えて李雄は、管轄の軍人である副千戸翁麟等、守備封川縣副千戸韓慶に命じて人員を雇わせて、それぞれ準備して出発を待っていた。

黃凱・陳孔先に吃飲し、銀二十二兩を將て正し、黃凱等各おの不合にも過送するを依聽し李雄も亦た不合にも法を枉げ接受するに央く。九重等朽船三隻を雇到し、蘇木を裝載し、放ちて下水門の河邊に在り。²²

この情報を耳にした丘九重は、李雄らの上班に便乗して南京へ向かお

うと企てる。そこで丘九重は蔡三とグルになって李雄の部隊に近づき、その部隊の一員である黄凱・陳孔先を接待した。彼らは銀二十三両を求めてきたので、それを賄賂として贈ること南京への旅程に同行する許しを得た。そして李雄らと同行することになった。ところが南京へ向かう道中で、次のような事故が起きてしまった。

本月十一日、李雄 翁麟等を帶領し起程し、九重・蔡三船を將て跟随し同行し、饒平縣楊桃平灘に至りて被水し、九重等の船隻一隻を將て打ちて石上に在り磕ちて爛し、漂して蘇木一百五十擔を去る。薛欽軍人陳玉をして打擄し蘇木二十擔を得、名を知らざる客人に賣り與え、銀四十七兩を得たる有り。李雄聞知して曠怪し、薛欽を將て責めて打つこと三十、前銀を追出し蔡三に給與し、船二隻を將て灣泊し彼に在りて發賣す。李雄等官軍各おの開船し去きて訖はる。²³

丘九重の船は饒平縣の楊桃平灘という地点で座礁してしまい、積んでいた蘇木も百五十擔を流出してしまった。部隊の一員である薛欽は、同じく軍人の陳玉に集めさせて蘇木二十擔を取り戻した。ところがその後、名を知らない客人と一緒にあってそれを売り、銀四十七兩を手に入れた。そのことを耳にした李雄は激怒し、薛欽を叱責し三十回殴った。そして問題になるのを恐れたのだろうか、薛欽の得た銀を取り戻して、それを蔡三に返却した。その後、船二隻を停泊させ、そこで残りの蘇木を販売させ、李雄ら官軍は船を出して行った。

その後、次のような事件が起こる。

本年十二月内、薛欽の父の致仕せる副千戸薛聰李雄九重の銀兩を接受し、官軍水脚の價銀を侵欺せるの實情を將て、不合にも「李雄

拳を用いて伊の男を踢打し、致傷して身死せしめる」の虚詞を添捏したるを備へ、具狀し告す。²⁴

この後、薛欽は、病気で亡くなるのだが、その父親である薛聰が、告発するという事態に及ぶ。この時に、薛欽の父が、李雄らの部隊が丘九重の銀兩を受け取り、官軍の水運費用を横領したという事実に加えて、李雄に殴られたことで薛欽は死んだのだという偽りの事実を書き連ねて告発した。この告発により、これらの一連の事件が明るみに出ることとなり、関係者が裁判にかけられることになった。

量刑（問擬）とその後の処理（照出）

招の擬得と記される部分は、ここでは問擬として次のようにされている。

問擬すらく丘九重の犯すは邊關を越ゆる者の律に該し、減等し杖七十・徒二年半、黄凱・陳孔先俱に應に爲すを得べからざるも而れども之を爲す者の律、減等し杖七十、的決す。²⁵

この一連の事件において、丘九重が犯した罪は、①下海して、喇哈翁宗熙から蘇木を購入したことと、②兵士の黄凱と陳孔先に賄賂を贈ったことの二つである。『明律』の中には、適応される罪が二つ以上存在する場合、より重い罪を当てるという原則がある。²⁶ここでは、下海して、喇哈翁宗熙から蘇木を購入した行為の方を罪として、「越邊關者律」の杖七十・徒二年半の刑罰に当てられている。「越邊關者律」とは、前提条件で示した(A)「私越冒度関津」律のうちの「若し縁邊の關塞を越度する者は、杖一百・徒三年。」の部分である。ただ律文に従うのならば刑罰は

杖一百・徒三年になるはずで、『御製大誥』を所有していたために一等減じられても、杖九十・徒二年半となるはずである。本来ならば、このような刑罰は存在しないので、これは『事類纂』が九十を七十と誤ったのだと考えるのが妥当であろう。また、賄賂を受け取った黃凱らは、「不應爲」律²⁷が当てられて杖八十、一等減じられて杖七十となった²⁸。

前提条件の部分で述べたように徒刑以上の刑罰が適当と判断された場合は、法適用の原案と身柄が上位衙門である巡撫・巡按に送られ、もう一度審議されるようになる。そのため廣東按察司巡視海道副使の趙弘が審理判定を行ったものが、これに対して巡按御史の廣東監察御史の徐瑁に送られている。後の議論から見えてくるように死刑にもなり得る案件と判断したのだろう。皇帝にまで上奏されることになり、そして皇帝からの聖旨には、「都察院知道せよ。」とあった。そこで都察院が再び議論することになり、そこから、都察院右都御史の屠浦の議論が行われる。その結果、屠浦は次のように提案した。

合に該前因、巡按廣東監察御史徐に行せんと欲し、丘九重を將て榜例に照依し、處するに極刑を以てし、家口は邊遠に發し充軍せしめ、及び李雄・薛聰を行提し官に到り、律に依りて問擬し、照例發落すべし。但だ丘九重止だ是れ番貨を接賣するのみ、嘗て違式大船を打造せず、比するに方敏等の事情と相同じければ、具題す²⁹。

まずは「越邊關者律」では刑罰が軽く適切ではないので、榜例に照らして判断するべきではないかという提案である。ここでいう榜例とは恐らく成化七年のものを指している。それが次のものである。

成化七年二月二十四日、節該の欽奉せる憲宗皇帝聖旨に「近ごろ

聞くならく有等の奸頑の徒、擅に違式大船を造り、禁に違う物貨を將帶し、番國に前往し買賣す。都察院に倂きて便ちに榜を出さしめ福建、廣東、浙江各府州縣に去きて常川張掛し、曉諭を通行せしめよ。犯したる³⁰的有らば、即便に擊問し、正犯は死を處するに極刑を以てし、家口は沿邊衛所に發し充軍せしめよ。」と。此を欽めり³¹。

ただ今回の事件と成化七年の榜例では事情が少し異なる。榜例では「擅に違式大船を造り、禁に違う物貨を將帶し、番國に前往し買賣す」る行為に対して極刑＝死刑の刑罰を当てるのに対して、丘九重は番貨を接賣しただけである。違式の大船は造っていない。これでは刑罰が重すぎる。そこで状況として似ている「方敏の例」に照らして刑罰を決めてはどうだろうか提案している。「方敏の例」というのは、成化十五年の事例である次のものを指す。

本院看得するに、方敏等番貨を接賣すると雖も曾て自ら違式大船を造らず、梁大英自ら違式大船を造るも、曾て番貨を接賣せず、若し只だ徒罪に照らして發落せば、太だ³²輕かるが似く、若し榜例に依りて處治せば、太だ重きに無くんばあらず。伏して乞うらくは聖明裁處せんことを。具題して奉じたる聖旨に「方敏等都て廣西の邊衛に押發し充軍せしめ、家小は隨住せしめよ。」と。此を欽めり³³。

この提案に対する皇帝の聖旨は「李雄・薛聰は提問せよ。丘九重は死を饒し、廣西邊衛に押發し充軍せしめ、家小隨住せしめよ。」³⁴であり、「方敏の例」に照らして丘九重は充軍刑に処され廣西の衛所に發せられることになった。

成化・弘治年間の沿海

ここからは、この裁判文書から見える成化・弘治年間の沿海の様子について論じていこう。

この時代の特徴をあげるならば、第一に密貿易行為の細分化が行われ、組織化の萌芽がみられることである。この時代にはすでに密貿易が活発化しており、より多くの人物がこれに関わるようになっていた。これに伴って条例も活発に議論され、より詳細な規定へと変化していく。今回取り上げた事件も、この変化に連なるものとしてみることができるといえる。この事件もまた、成化十五年の事例以前の議論と同じように、違法な大船を作ったわけではなく下海したのみという行為が、徒罪Ⅱ「邊關を越ゆる者の律」では軽く、そうかといっても死罪Ⅱ弘治七年の条例では重すぎるため、より適当な刑罰を探ろうと議論されていた。

今回の事件では、違法な大船を製造した人物は登場しないが、密貿易の協力者が多数登場している。その協力者は、民間人だけにとどまらず、本来は取り締る公権力の側あるべき官軍にまで広がっている。

張燮『東西洋考』巻七、餉稅考が「成・弘の際、豪門巨室の間に巨艦に乗りて海外と貿易する者有り」としているように、地元の有力量者が密貿易に参加していたことが知られているが、この事例では登場するのは官軍に限られている。密貿易によって手に入る番貨が生む大きな利益は、それだけ人々を惹きつけたのだろう。こうした状況は、海上に官憲の管理の行き届かない無秩序な空間を生み出すに至った。こうした無秩序は、『東西洋考』に「嘉靖に至りて弊極めり」とあるように嘉靖に至って中央も無視することのできない事態へと発展していく。成化・弘治年間には、すでにその原型が見られると言ってよい。

第二に既に蘇木・胡椒等の番貨に対する需要があり、またその需要が

沿海の諸地域に限られていないことである。番貨を仕入れた丘九重らが、その番貨を販売するために、目指したのは南京であった。南京を含む江南は、当時最も経済の発展している地域であったことは言うまでもない。この地域は番貨の一大消費地であり、丘九重のほかにも絶えず客商が南京へ来て番貨を販売するという事態はかなり多かつたのだろう。実際に、第十二條の「禁約販賣番貨輕重等則擬罪」では、南京で商売をする広東から来た客商が登場し、官吏の親戚を騙って商売をしており、こうした商人に対する処罰を議論している。

ところで、こうした番貨の需要はどのくらいの利益を生むのだろうか。史料中では、「蘇木二十擔を得、名を知らざる客人に賣り與え、銀四十七兩を得。」とあり、蘇木二十擔を銀四十七兩で替えていることが分かる。これを計算すると蘇木一擔あたり0.425…兩であることが分かる。事故に遭う前の当初の目論見では、丘九重と蔡三は合計して四百五十擔を仕入れており、それらを全て売れば、百九十一兩が手に入ったはずである。これがどれほどの利益を産んだのかは、仕入れや移動にかかる費用がこの史料からは見ることが出来ないため、判断するのが難しい。しかし、こうした密貿易業者が後を絶たなかったことを考えると相当な利益をあげていたことは、間違いないだろう。

密貿易で中国に入ってくるものに関して以上通りだが、持ち出した物品については、史料中に明言されていない。これを補完するものとして、『事類纂』巻二十の「接買番貨」を見れば以下のように記されている。

彼に在りて敏等本缸の磁器并びに布貨を將て兌換し胡椒二百一十二包、黄蠟一包、烏木六條、沉香一扁箱、錫二十塊を得て缸を過ぐ。³³

つまり、持ち出したのは、主に磁器と布製品であったことがわかる。磁器は律で禁じられている訳ではないが、こうした密貿易に関わる事例で度々問題にされている。これは明初と明中期で海外における中国産の奢侈品に対する需要の有りようが変ったことを示しているだろう。

こうした密貿易行為の組織化や、番貨に対する需要の拡大という特徴は、成化・弘治年間において、まだ後の嘉靖年間ほど大きな問題になることはなかった。しかし、こうした問題を統一的に制限する必要があるという意見は官僚たちの間で共有されていたのだろう。その結果が、弘治十三年（一五〇〇年）に完成した『問刑条例』（弘：43：8）である。しかし、『問刑条例』が完成したのちにも拡大し続け、密貿易をはじめとして沿海の状況は、中央も無視できない事態へと発展してしまふ。そうした状況を目の当たりにした、官憲は、どのように秩序を守ろうとしたのかだろうか。次節にて見ていこう。

三 嘉靖年間

本節では、密貿易が拡大し、倭寇が跳梁した嘉靖年間を確認していく。先ほど紹介した張燮『東西洋考』では、「嘉靖に至りて弊極む。」と記されているように、密貿易の弊害が頂点に達した時代である。そうした密貿易を行う海賊集団も明朝の法秩序によって裁かれており、それを伝える裁判文書が存在する。それをみながら嘉靖年間の沿海の様子を見ていこう。

ここで用いる史料は、朱統の『璧餘雜集』である。朱統は、徹底した密貿易の取り締りを行った人物である。朱統は巡撫を努めた人物であり、その文集である『璧餘雜集』には、海賊関連の裁判の原案として挙げられる「招」が引用されている。本稿では、この中でも比較的全容を残し

ている卷三「三報海洋捷音事」に引用された「浙江按察司呈」を用いて、嘉靖年間の海域の実態を探っていこう。

事件のあらまし（問得）

こちらも、まずは問得に始まる部分から見していこう。

問得すらく、賊犯の胡勝は年六十一歳、直隸徽州府歙県十九都四圖民なりと。

この文書は胡勝という徽州府歙県出身の海賊を中心に、生け捕りにした海賊を裁いているものである。胡勝のほか、胡珏、呉如慶、車再一、譚明才、謝洪盛、徐二、浦進旺、干種、連壽和尚、共帥羅放司、佛德全比利司、鼻昔甲、安梁二、不禮舍識、畢哆囉、哆彌、來奴、利引、利舍、利璽の二十名が裁かれている。このうち連壽和尚は大隅出身の倭人、共帥羅放司、佛德全比利司、鼻昔甲、安梁二、不禮舍識、畢哆囉、哆彌、來奴は仏郎機人、利引、利舍、利璽は暹羅人であり明人ではない。では、胡勝の起こした事件を文書から抜粋して追っていこう。

勝と胡珏、呉如慶、車再一、譚明才未だ獲へざる賊首の許棟、伊の姪許十五、即ち許社部、另案の先に獲へ監したる故弟許六、見に監したる紹興府族弟許四と同一に各おの不合にも先に獲へられ監したる故林爛四等と與に、故らに「擅に二桅以上の遠式の大船を造り、違禁物質を將帶して下海し、番國に前往して買賣し、潛に海賊に通じ、同に謀りて結聚し、嚮導を為すに及び、良民を劫掠せる者は、正犯は處するに極刑を以てし、全家は邊衛發して充軍せしむ。」の事例に違ひ、各おの三桅の大船を造り、節年結夥し絲錦・紬段・磁器

等貨を收買並びに軍器を帶び、佛郎機・滿喇喇等國を越往して叛投す。³⁷⁾

はじめ胡勝、胡珏、吳如慶、車再一、譚明才は、海賊の棟梁であった許棟らと共に条例〔弘文・13:8〕に違反してマストが三本の大船を作り、集まって絲綿、紬段、磁器などを買い入れ、それに加えて武器を持って武装しマラッカへ向かった。

彼の胡椒・蘇木・象牙・香料等物並びに大小火銃・槍刀等器械を領して及び陸續して見に獲へたる番夷の共帥羅放司、佛德全比利司、鼻昔弔、安朶二、不禮舍識、畢哆囉、哆彌、來奴、連壽和尚、利引、利舍、利璽等、先に獲らへたる見監の沙哩馬喇等、倭夷稽天等を引帶して俱に隨同して下船す。³⁸⁾

この時に、中国から持って来た物品を胡椒、蘇木、象牙、香料などに交換している。さらに鳥銃や佛郎機砲といった大小の火器や槍刀などを得てさらなる武装を行った。ここで共帥羅放司、佛德全比利司、鼻昔弔、安朶二、不禮舍識、畢哆囉、哆彌、來奴、連壽和尚、利引、利舍、利璽、これより以前に捕らえられている沙哩馬喇や倭人の稽天などを加えて出海した。

勝と許棟等陸續として先に獲へたる陳四、胡霖等を招集す。今獲へたる謝洪盛・徐二・浦進旺・干種等、姓名を記さざる千餘人各おの不合にも已に斬首せる來童・陳明・安朶二放司・琉箇哆連・滿渡喇等、已に死せる羅畢利啞司等、と與に、故らに「強盜の積むに百人以上に至るは、曾て人を傷ずるか否かを分けず、梟首して衆に示

せ。」の事例に違ひて、浙江霽衢大海の雙嶼港内に盤據し、時常に快馬・哨船を調撥して出港し、浙江・福建沿海の居民を刼虜し贖銀を勒索し殺人・放火すること起數を計えず。³⁹⁾

さらに続けて陳四、胡霖を招集して仲間を集める。また、この文書が作成された時点で既に捕えられている謝洪盛、徐二、浦進旺、干種とその他か名前の分からない千數人は、雙嶼港を拠点として、故意に条例〔弘文・13:1〕に違反し、浙江・福建沿岸地域の略奪を行った。ここで密貿易に留まらず海賊行為をするにまで及ぶことになる。これに対して官憲も、軍隊を出動させた。

嘉靖二十二年間去任を蒙むる海道張副使督官軍・船隻を調し出海して攻勦す。勝と許棟等、不合にも大小鉛子火銃を用い、本道の官船を拒打す。傷殘せる官軍の名數を計えず。⁴⁰⁾

ところが、胡勝と許棟はこの際に、恐らくマラッカで手に入れたものである火器を使用して反撃をした。この戦闘によつて傷ついた官軍は數を知らないほどに多かつた。この頃の官軍は、成化年間の事件でも見たような腐敗が蔓延し続いており、実態として治安維持できるような状態ではなかつた。流石にこのような事態は中央でも問題になったようである。ここで巡撫として朱紘が抜擢され、腐敗の是正と沿海地域の治安回復のために派遣される。朱紘はかなり強硬に取締りを行うことになるが、今回の裁判文書に直接関係するのは嘉靖二十七年（一五四八）の密貿易の拠点である雙嶼港へ盧鏜を派遣して行った攻撃であつた。この攻撃によつて雙嶼港は破壊され以後使用不能となつた。これはその後の「倭寇」の活動に大きな影響を与える事件になるのだが、ここでは次のように記さ

れている。

嘉靖二十七年四月内に於いて福建盧都司の兵船を調して委ね、林爛四・許六・沙哩馬喇・稽天等を擒獲す。勝と許棟等抵敵すること能はず。本月初六日五更時分に於いて、雙嶼港従り突出し逃げて南鹿北擔に到り、不合にも漳州の未だ獲へざる李老賊等三百餘人と糾合し、各おの不合にも故らに前項の梟首事例に違ひて、空に乗じて福寧州七等都不在官の王德瑜等二十餘家の財穀を登劫し、清灣巡檢司の弓兵郷夫を將て殺傷すること數を知らず。又た平陽縣界に至り停泊す。^{④②}

胡勝と許棟は、官軍に対して抵抗できずに逃亡することになる。しかし逃亡先でも、李老賊等三〇〇人と合流し、また略奪を行う。

本年六月内……二十一日早に至り、風飄に遇いて各船の囉畢利唾司等四十餘人俱に溺死す。勝と胡珏・連壽和尚・徐二・浦進旺並びに勝の先に虜占したる潮州迷籍の今在官の婦女梁亞溪各おの山に爬ほりて逃遁す。陸續して金郷衛呉指揮等官の兵に擒獲せられ、及び浚水姓名を辯たざる賊斬首三顆を將て回寨し連壽和尚・徐二をして勝を平素稱呼する老朝奉と識認させしむ。勝も又た不合にも是れ許二なるを妄認し、胡珏も亦た不合にも是れ許社武なるを認む。^{④③}

そして風に遭い陸に上がったところで、胡勝は、ついに金郷衛の指揮である呉川によって捉えられた。続いてほかの人物たちも官軍によって生け捕りにされる。

この時に、胡勝は連壽和尚と徐二に自身を普段老朝奉と呼んでいる人

物であると確認の際に言わせた。これによって胡勝は許二＝許棟であるとされ自身も認めため裁判の中で混乱が生じてしまう。また、同時に捕らえられた胡珏も、自らを許棟の弟である許社武とされてそれを認めた。許棟でないことは、翌月に許棟が福建を略奪し、それが報告されることで明らかになるのだが、これに従えば、『籌海圖編』卷八に見られる「嘉靖二十七年六月、弟の社武と俱に指揮呉川の執らふ所と爲る。」^{④④}という記述は間違っていることになる。恐らくは、鄭若曾は温州府の文書のみを参照し、福建の文書を確認していなかったのだろう。

量刑（議得）とその後の処理（照出）

擬得から始まる部分の中では次のような判決を下している。

胡勝・胡珏・呉如慶・車再一・譚明才は俱に謀叛律に依り、謝洪盛・徐二・浦進旺・干種・連壽和尚・共帥羅放司・佛德全比利司・鼻昔弔・安朶二・不禮舍識・畢哆囉・哆彌・來奴・利引・利舍・利璽俱に強盜得財律に依り、與に胡勝等皆な斬決し、時を待たず、仍お例に照らして梟首し衆に示し、胡勝・胡珏・呉如慶・車再一・譚明才の妻子は、功臣之家に給付して奴と為し、財産は官に入れ、父母祖孫兄弟は、籍の同異に限らず、皆流二千里にし安置す。^{④⑤}

ここで登場する人々が行っている犯罪行為は、①密貿易（弘_V…43…8）、②略奪（「強盜得財」律・弘_V…13…1）^{④⑥}、③官軍に対する抵抗（「謀叛」律）である。やはりここでも、重い方の罪が問われるため、後者二つの罪が問われている。官軍に対して抵抗した胡珏・呉如慶・車再一・譚明才は、謀叛の罪に当てられ、本人は斬刑となり、家族は律の通りに処理された。残りの人物も強盜得財の罪に当てられ斬刑となっている。明人ではない

十二名も『明律』の原則に従って明人同様に強盗得財律に当てられている。外国人の海賊と言っても明朝が定めた法で裁かれている。そう言う意味では、等しく明朝の定める法秩序から逸脱した存在＝犯罪者と捉えていいだろう。

嘉靖年間の沿海

ここからは、この裁判文書から見える嘉靖年間の沿海の様子について論じていこう。

まず、ここで問題にされている犯罪行為の内容から考えたい。ここで登場する人々が行っている行為は、①密貿易、②略奪、③官兵への反抗である。後者二つは後に述べるが、まずは、密貿易の内容に関しては言え、東南アジアへ持ち出すものは、絲錦・綉段・磁器であり、一方持ち込んでくるものは、胡椒、蘇木、象牙、香料であり、成化・弘治年間と比べて大きな変化はない。ただ、航海する際にマストが三本以上の所謂「快船」を使用し、さらに官憲の規制やほかの海賊に対する防備のためか、武装を行っている。中には、佛郎機砲や鳥銃などの火器までもが装備されていたことがわかる。こうした船の規模や武装の状態から考えても、成化・弘治年間よりもその集団の規模が大きくなっていったことがわかる。

さらに、成化・弘治年間と明らかに異なることは、取り締まられている対象が国外の人物にまで拡大されていることである。そう判断できるのは、単純に海賊の構成員の中に国外の人物が含まれているからであるが、それは同時に当時の密貿易を行った集団が、いかに国際的であったかを物語っている。まさに「華夷同体」である。こうした構成員は、密貿易を通してより多様になっていく。史料中で裁かれている佛郎機人たちも実際に交易のために出ていたマラッカで、許棟の一党に加えられて

いる。さらにマラッカにいた佛郎機とはポルトガル人だけではない、中には黒人も含まれていた⁵⁴。また、倭人や暹羅人も含まれていた。生け捕りされたものだけで、これだけの多様性を見て取れる。この一党は、千人を超えるような集団であり、戦闘の中で斬獲されたものや溺死したものの中には、さらに多様な出自を見ることができたかもしれない。こうした多国籍で大規模な集団は、成化・弘治年間やそれ以前の時代には見られない。

こうした集団に対する取り締まりは、もちろん以前のそれとは異なってくる。条例に違った人物を捕らえ、裁くのでは追いつかない。一方で、沿海地域の有力者＝郷紳は、一緒になって密貿易の後援者となり、その犯罪行為を隠してしまうこともしばしばある。そうして、官憲の手が及ばずに、ますます無秩序な空間を制御するために行った取り締まりが、第二の特徴である官軍の出動であった。

もちろん海賊による叛乱は古い時代から絶えず起こる。官軍の出動自体は決してこの時代だけの特徴ではない。しかし取り締まられる側の海賊が、ここまで大規模かつ国際的な集団になることはなかっただろう。さらに、これらの集団は火器などの最新の装備で武装している。官軍に対する戦闘を行うことを想定していただろう。だからこそこの「謀叛」である。これもこの時期の特徴と言ってよいだろう。

こうした、官軍に対抗するという行為は、「謀叛」律で裁かれるという事態を作り上げた⁵⁵。密貿易が謀叛に繋がるといふ万暦『問刑条例』〔萬曆〕の条文に見られるような事態が出現したといえるだろう⁵⁶。

「謀叛」は十悪に数えられる大罪である。「謀叛」で裁かれるということは、最早ただの犯罪者ではない。密貿易、さらには略奪行為に及ぶこれら海賊集団は、明朝を裏切り敵対する「敵」に準ずるものになったとみなされたのである。ここには秩序を守るための取締りは最早存在せず、

秩序を回復するための軍の出動へと変わっていった。

ただし、「敵」に準ずる存在であるとは言っても、明朝の定めた法で裁かれていたということも忘れてはならない。当時の海賊も明朝の定めた法秩序の中で裁かれたわけである。本稿では取り上げないが倭寇の首領として悪名高い王直でさえも、明朝の法秩序の中で裁かれていた^⑤。そういう意味では、こういった海賊集団も明朝の法秩序の中で理解すべき犯罪者であるといえるだろう。

さらにここで、問刑条例〔弘治・嘉靖〕が機能していることは指摘しておきたい。胡勝らは、略奪や官軍への抵抗をしたが為に「強盜得財」または「謀叛」の罪が当てられているが、「不合」という語に注目すれば問刑条例〔弘治・嘉靖〕も彼らの犯した犯罪行為の一つと認識されている事がわかる。この史料では見られないが『甓餘雜集』に引用されている別の文書には、問刑条例〔弘治・嘉靖〕の罪が当てられているものも存在する。成化から弘治にかけて整備された法は、嘉靖において機能していたのである。

おわりに

以上、成化・弘治年間と嘉靖年間のそれぞれ「招」と呼ばれる裁判文書を紐解きながら、密貿易とその犯罪のありかたを見てきた。この二つを見比べてみれば次のようなことが言えるだろう。

第一に、犯罪行為の組織化の流れを見ることができ。成化の事件では、造船と下海という行為についてそれぞれ別の人物が行った場合の裁きが検討されていた。それは、それまで個人（あるいは極めて少数）で行ってきた密貿易という犯罪行為が、組織化したことを示している。この密貿易には今回取り上げた事件のように軍人も参加していることもあれ

ば、地元の有力者が参加していることもあった。これが嘉靖の事件になるとより組織化が進み、規模の巨大化さらには国際化も進むようになってきた。これらをつなげて考えれば密貿易の組織化の流れを指摘することができる。こうした組織化の流れは先行研究で触れられていることもあるが、改めてその連続性は指摘しておく必要があるだろう。問題が表面化する嘉靖以降ばかりに目が行きがちだが、明中期という「間の時代」にその萌芽が見て取れるのである。

第二に、先にも述べたが、どちらの時代の事件でも、犯人は明朝が定めた法秩序の中で裁かれているということである。そういった意味では、密貿易も海賊行為も行うものは犯罪者であった。そして彼らが現実に行った犯罪行為が法の想定を上回るものであっても、明朝は法を明確に適用させて裁いている。もちろんその中には、比附などの操作をして新たな犯罪行為を規定することも行われたが、明朝における法運用の標準に従ったものであった。こうして現場の実態とその判断・処置は、新たな法（＝『問刑条例』）となっていく。成化の事件は、ほかの条例と同様に、弘治『問刑条例』の条文の基礎になっているし、嘉靖の事件も万曆『問刑条例』の条文に影響を与えていることは確実に言えるだろう。

さらに言うならば、この『問刑条例』の条文は万曆『大明会典』にも「海禁」として記されている。つまり『大明会典』の記す「海禁」は現場の現実から整備されていた法秩序なのである。理念の現実化としてトップダウン式に打ち出されたものというよりも、むしろボトムアップ式、言うなれば「下からの海禁」であった。

注

- ① 檀上寛『陸海の交錯 明朝の興亡』岩波書店、二〇二〇年、一一〇頁
- ② 日本で成化・弘治年間の沿海に注目したものは拙稿「明代成化・弘治年

間の海上密貿易をめぐる法整備」(『立命館東洋史学』四十二号、二〇一九年)を除いてほとんどない。中国では劉正剛「明成化時期海洋走私貿易研究」(『暨南学報(哲学社会科学版)』二〇一九年)が拙稿とほぼ同じ条例を用いてこの時期の密貿易について論じている。

③ 中央研究院傅斯年記念図書館蔵『皇明成化條例』『皇明成化四十五年條例』『皇明弘治條例』の条目の整理に関しては猪俣貴幸「中央研究院傅斯年圖書館藏明鈔本『條例全文』殘本三種について」(『立命館東洋史学』第四十三号、二〇二〇年)を参照。

④ 中央研究院傅斯年記念図書館蔵『大明九卿事例案例』、天一閣蔵『條例全文』(天一閣藏明代政書珍本叢刊)所収)、北京国家図書館蔵『皇明成化二十三年條例』(『中国珍稀法律典籍集成』所収)、『明代档冊』(『中国明朝档案総匯』所収)等。

⑤ 三木聰「裁かれた海賊たち」同『伝統中国と福建社会』汲古書院、二〇一五年、六五頁―一三七頁(初出は山本英史編『近世の海域世界と地方統治』汲古書院、二〇一〇年)

⑥ 密貿易や海上貿易管理という問題と絡めた論考が多少見られる程度であり、侯毅項琦「中国海疆史研究評述」(『中国边疆史地研究』第二九卷、第二期、二〇一九年)には「這是以往海關史研究較為薄弱的領域」と記されているように、研究が進んでいない分野である。しかも海賊の犯罪行為という点に注目した論考は皆無と言ってよいだろう。

⑦ 谷井陽子「明律運用の統一過程」(『東洋史研究』第五十八卷、二号、一九九九年)二五二頁

⑧ 谷井陽子「明律運用の統一過程」(『東洋史研究』第五十八卷、二号、一九九九年)二五五頁―二五六頁

⑨ 『明律』卷、刑律、斷罪引律令

凡斷罪皆須具引律令。違者、笞三十。若數事共條、止引所犯罪者、聽。○其特旨斷罪、臨時處治、不爲定律者、不得引比爲律。若輒引比、致罪有出入者、以故失論。

⑩ 『明律』卷一五、関津、私越冒度關津

凡無文引、私度關津者、杖八十。若關不由門、津不由渡、而越度者、杖九十。若越度緣邊關塞者、杖一百、徒三年。因而出外境者、絞。守把之

人、知而故縱者、同罪。失於盤詰者、各減三等。罪止杖一百。軍兵又減一等、並罪坐直日者。(餘條准此。)若有文引、冒名度關津者、杖八十。家人相冒者、罪坐家長。守把之人、知情與同罪。不知者不坐。其將馬騾私度冒度關津者、杖六十。越度、杖七十。

⑪ 『明律』卷一五、関津、私出外境及違禁下海

凡將馬牛・軍需・鐵貨・銅錢・段疋・紬絹・絲綿、私出外境貨賣、及下海者、杖一百。挑擔馱載之人、減一等。物貨船車、並入官。於内以十分爲率、三分付告人充賞。若將人口・軍器出境、及下海者、絞。因而走泄事情者、斬。其拘該官司、及守把之人、通同夾帶、或知而故縱者、與犯人同罪。失覺察者、減三等。罪止杖一百。軍兵又減一等。

⑫ 拙稿「明代成化・弘治年間の海上密貿易をめぐる法整備」(『立命館東洋史学』四十二号、二〇一九年)。

⑬ 弘治『問刑条例』(弘治:43:8)

一、官民人等、擅造二桅以上違式大船、將帶違禁物質下海、前往番國買賣、潛通海賊、同謀結聚、及為嚮導、劫掠良民者、正犯處以極刑、全家發邊衛充軍。若止將大船雇與下海之人、分取番貨、及雖不曾造有大船、但糾通下海之人、接買番貨者、俱問發邊衛充軍。其探聽下海之人番貨到來、私下收買販賣、若蘇木・樹椒至一千斤以上者、亦問發邊衛充軍。番貨入官。若小民擄使單桅小船、於海邊捕取魚蝦、採打柴木者、巡捕官軍兵不許擾害。

⑭ 問刑条例の条文には、それぞれの条目に名称がつかっていない。『問刑条例』を引用する場合、黄彰健『明代律例彙編』(中央研究院歷史語言研究所、一九七九年)の整理番号で示す。

⑮ 拙稿「明代成化・弘治年間の海上密貿易をめぐる法整備」(『立命館東洋史学』四十二号、二〇一九年)。

⑯ 『事類纂』卷二十九、私出外境及違禁下界、第十〇條、違禁通番接買番貨不嘗打造大船比例奏請充軍

問得、犯人丘九重、招係潮州府海陽縣民。

⑰ 丘九重は史料中において表記のゆれがあり、丘九堦とも表記される。どちらかは、『事類纂』の誤りであろうが、どちらが誤表記なのか確定する術がない。本稿では丘九重に統一する。

⑱ 『事類纂』卷二十九、私出外境及違禁下界、第十〇條、違禁通番接買番貨不嘗打造大船比例奏請充軍

成化十八年二月二十五日、九重與本縣民人蔡三明知有例、軍民人等不許接買番貨、各不合故違、越度邊關、潛去大金門澳。九重接買喇哈翁宗熙蘇木二百擔、蔡三接買得蘇木二百五十擔、合要裝往南京等處發賣。

⑲ 乾隆『潮州府志』卷一六、山川
大金門・小金門。在城東南島二門。

⑳ Southeast Asia in the age of commerce 1450-1680' vol. 1: The lands below the winds' Yale University Press 1988. は同時代の東南アジアを「交易の時代」(the Age of Commerce)としており、東南アジア産品への需要の増加は一四〇〇年頃から始まっているとしている。この原因の一つとしてリードは、一四五七年から一五二〇年代の間、公式な海禁の執行力が弱かったこと挙げている。この期間は、明朝の元号で言えば天順から正徳年間にあたる。

㉑ 『事類纂』卷二十九、私出外境及違禁下界、第十〇條、違禁通番接買番貨不嘗打造大船比例奏請充軍

本月一十六日、李雄應該上班、仍令付「副」千戶翁麟等五百二十三員名、雇船三十隻、守備封川縣副千戶韓慶等一百二十九員名雇船五隻、各裝衣糧盛甲衣糧盛甲伺候起程。

⑳ 『事類纂』卷二十九、私出外境及違禁下界、第十〇條、違禁通番接買番貨不嘗打造大船比例奏請充軍

本月一十六日、李雄應該上班、仍令付千戶翁麟等五百二十三員名、雇船三十隻、守備封川縣副千戶韓慶等一百二十九員名雇船五隻、各裝衣糧盛甲伺候起程。九重聞知李雄官軍起程、又不合商同蔡三設酒請到跟隨李雄軍伴黃凱・陳孔先吃飲、將銀二十二兩正、央黃凱等各不合依聽、過送李雄、亦不合枉法接受。九重等雇到朽船三隻、裝載蘇木、放在下水門河邊。

㉓ 『事類纂』卷二十九、私出外境及違禁下界、第十〇條、違禁通番接買番貨不嘗打造大船比例奏請充軍

本月十一日、李雄帶領翁麟等起程、九重・蔡三將船跟隨同行、至饒平縣楊桃平灘、被水將九重等船隻(一)打在石上磕爛、漂去蘇木一百五十擔。有薛欽令軍人陳玉打擄得蘇木二十擔、賣與不知名客人、得銀四十七兩。李

雄聞知瞞怪、將薛欽責打三十、追出前銀給與蔡三、將船二隻灣泊在彼發賣。李雄等官軍各開船去訖。

㉔ 『事類纂』卷二十九、私出外境及違禁下界、第十〇條、違禁通番接買番貨不嘗打造大船比例奏請充軍

十本年十二月内、有薛欽・致仕府「副」千戶薛聰備將李雄接受九重銀兩、侵欺官軍水脚價銀實情、不合添担李雄用拳踢打伊男、致傷身死虛詞、具狀告。

㉕ 『事類纂』卷二十九、私出外境及違禁下界、第十〇條、違禁通番接買番貨不嘗打造大船比例奏請充軍

問擬丘九重犯該越邊關者律、減等杖七十・徒二年半、黃凱・陳孔先俱不應得為而為之理重者律、減等杖七十、酌決。

㉖ 『明律』卷一、名例律、二罪俱發以重論

凡二罪以上俱發、以重者論。罪各等者、從一科斷。若一罪先發、已經論決、餘罪後發、其輕若等勿論、重者更論之。通計前罪、以充後數。

㉗ 『明律』卷二十六、雜犯、不應為

凡不應得為而為之者笞四十。(謂律令無條理不可為者)事理重者杖八十。

㉘ 『御製大誥』には、それを所持していれば一等減せられるという規定があり、明中期には、その有無に限らず定例的に一等減じられていたようである。こうした実態は『四川地方档案』等に見られる。

㉙ 『事類纂』卷二十九、私出外境及違禁下界、第十〇條、違禁通番接買番貨不嘗打造大船比例奏請充軍

合該前因、欲行巡按廣東監察御史徐將丘九重照依榜例、處以極刑、家口發邊遠充軍、及行提李雄・薛聰到官、依律問擬、照例發落。但丘九重止是接買番貨、不會打造違式大船、比與方敏等事情相同、具題。

㉚ 『事類纂』卷二十、把持行市、第三條、接買番貨

欽遵抄出到院、查得成化七年二月二十四日、節該欽奉聖旨、「有等奸頑之徒、擅造違式大虹、將帶違禁貨物、前往番國買賣。恁都察院使出榜通行曉諭禁約、有犯了的、即便拿問。正犯處以極刑、家口發邊衛充軍。」欽此。

㉛ 『事類纂』卷二十九、私出外境及違禁下界、第十〇條、違禁通番接買番貨不嘗打造大船比例奏請充軍

本院看得、方敏等雖接買番貨、不會自造違式大船、若止照徒罪發落似爭太輕、若依榜例處治不無太重、具題。

③② 『事類纂』卷二十九、私出外境及違禁下界、第十〇條、違禁通番接買番貨不嘗打造大船比例奏請充軍

李雄・薛聰提問。丘九重饒死、押發廣西邊衛充軍、家小隨住。

③③ 『事類纂』卷二十、把持行市、第三條、接買番貨

敏等將本缸磁器并布貨兌換得胡椒二百一十二包、黃蠟一包、烏木六條、沉香一扁箱、錫二十塊過缸。

③④ 張燮『東西洋考』卷七、餉稅考
至嘉靖而弊極矣。

③⑤ 朱統については様々な先行研究が存在するが、山崎岳「巡撫朱統の見た海―明代嘉靖年間の沿海衛所と「大倭寇」前夜の人々―」（『東洋史研究』六十二巻、一號、二〇〇三年）が詳細である。

③⑥ 徽州府歙県は、許棟や王直など倭寇の棟梁として有名な人物たちの出身地でもある。

③⑦ 朱統『璧餘雜集』卷三、三報海洋捷音事

勝與胡珏、吳如慶、車再一、譚明才同未獲賊首許棟、伊姪許十五、即許社部、另案先獲監故弟許六、監紹興府族弟許四、各不合與先獲監故林爛四等故違「官民人等、擅造二桅以上違式大船、將帶違禁物質下海、前往番國買賣、潛通海賊、同謀結聚、及為嚮導、劫掠良民者、正犯處以極刑、全家發邊衛充軍事例」各造三桅大船、節年結夥、收買絲錦・綉段・磁器等貨并帶軍器、越往佛郎機滿喇喇等國叛投。

③⑧ 朱統『璧餘雜集』卷三、三報海洋捷音事

領彼胡椒蘇木象牙香料等物并大小火銃槍刀等器械及陸續引帶見獲番夷、共帥羅放司・佛德全比利司・鼻昔弔・安朶二・不禮舍識・畢哆囉・哆彌・來奴・連壽和尚・利引・利舍・利璽等・倭夷稽天等、俱隨同下船。

③⑨ 朱統『璧餘雜集』卷三、三報海洋捷音事

勝與許棟等陸續招集先獲陳四・胡霖等。今獲謝洪盛、徐二、浦進旺、干種等不記姓名千餘人各不合與已斬首來童・陳明・安朶二放司・琉箇哆連・滿渡喇等、已死羅畢利啞司等、故違「強盜積至百人以上、不分曾否傷人、梟首示眾」事例、盤據浙江霽衢大海雙嶼港內、時常調撥快馬・哨船出港、

劫虜浙江福建沿海居民、勒要贖銀、殺人放火不計起數。

④⑩ 嘉靖『問刑條例』嘉_V:13:1（黃彰健『明代律例彙編』所収）

強盜殺傷人、放火燒人房屋、奸污人妻女、打劫牢獄倉庫、及干系城池衙門、並積至百人以上、不分曾否傷人、俱隨即奏請審決、梟首示衆。

④① 朱統『璧餘雜集』卷三、三報海洋捷音事

嘉靖二十二年間蒙去任海道張副使督調官軍軍船隻出海攻勦。勝與許棟等、不合用大小鉛子火銃、拒打本道官船。傷殘官軍不計名數。

④② 朱統『璧餘雜集』卷三、三報海洋捷音事

嘉靖二十七年四月內調委福建盧都司兵船、擒獲林爛四、許六、沙哩馬喇、稽天等。許棟、勝與許棟等不能抵敵。於本月初六日五更時分、從雙嶼港突出逃到南鹿北擔、不合糾合漳州未獲李老賊等三百餘人、各不合故前項梟首事例、乘空登劫福寧州七等都、不在官王德瑜等二十餘家財穀、將清灣巡檢司弓兵鄉夫、殺傷不知數。又至平陽縣界停泊。

④③ 朱統『璧餘雜集』卷三、三報海洋捷音事

至二十一日早、遇風飄各船囉畢利啞司等四十餘人俱溺死。勝與胡珏・連壽和尚・徐二・浦進旺并勝先虜占潮州迷籍今在官婦女梁亞溪各爬山逃遁。陸續被金鄉衛吳指揮等官兵擒獲、及將淪水不辯姓名賊斬首三顆回寨令連壽和尚徐二識認平素稱呼老朝奉。

④④ 鄭若曾『籌海圖編』卷八

嘉靖二十七年六月、與弟社武俱爲指揮吳川所執。

④⑤ 朱統『璧餘雜集』卷三、三報海洋捷音事

胡勝・胡珏・吳如慶・車再一・譚明才俱依謀叛律、謝洪盛・徐二・浦進旺・干種・連壽和尚・共帥羅放司・佛德全比利司・鼻昔弔・安朶二・不禮舍識・畢哆囉・哆彌・來奴・利引・利舍・利璽俱依強盜得財律、與胡勝等皆斬決、不待時、仍照例梟首示衆、胡勝・胡珏・吳如慶・車再一・譚明才妻子、給付功臣之家爲奴、財產入官、父母祖孫兄弟、不限籍同異、皆流二千里安置。

④⑥ 『明律』卷十八、賊盜、強盜

凡強盜已行而不得財者、皆杖一百、流三千里。但得財者、不分首從皆斬○若以藥迷人圖財者、罪同○若竊盜、臨時有拒捕、及殺傷人者、皆斬。因盜而奸者、罪亦如之。共盜之人、不會助力、不知拒捕殺傷人、及奸情者、

止依竊盜論○其竊盜事主知覺、棄財逃走、事主追逐、因而拒捕者、自依罪人拒捕律科罪。

④7 弘治『問刑條例』嘉VI:13:1 (黃彰健『明代律例彙編』所収)

強盜殺傷人、放火燒人房屋、奸污人妻女、打劫牢獄倉庫、及于系城池衙門、並積至百人以上、不分會否傷人、俱隨即奏請審決、梟首示衆。

④8 朱紉『覽餘雜集』卷二、議處夷賊以明典刑以消禍患事

副使魏一恭亦稱憑海賊當時口報、次日報者一切不准至於所獲黑番。其面如漆見者爲之驚怖、往往能爲中國人語…

④9 『明律』卷十八、賊盜、謀叛

凡謀叛、〔謂謀背本國、潛從他國。〕、但共謀者、不分首從皆斬。妻·妾·

子·女給付功臣之家爲奴。財產並入官。父母·祖·孫·兄弟、不限籍之同異、皆流三千里安置。知情故縱隱藏者絞。有能若捕者、將犯人財產、全給充賞。知而不首者、杖一百、流三千里。若謀而未行、爲首者絞、爲從者皆杖一百、流三千里。知而不首者杖一百徒三年。若逃避山澤、不服追喚者、以謀叛未行論。其拒敵官兵者、以謀叛已行論。

⑤0 万曆『問刑條例』と謀叛律の關係については別稿を準備中である。

⑤1 鄭曉『鄭端簡公奏議』卷十四「會題詳議賊犯王直等疏」

(本学大学院博士後期課程)